甲１８-２

発　議	令和元年　７月　３日	保存年限	永年・10年・5年・3年・1年・(　)
決　裁	平成　　年　　月　　日	情報管理	□開示（□全部　□一部　□時限） □非開示（非開示解除　　）
施　行	平成　　年　　月　　日		

町　長	副町長	課　長	参　事	主　幹	係	合　　議
印	印	印				

電　話　発　信　報　告　書

受　信　日　時	令和元年　７月　３日（水）　午前１１時３０分
発　信　者　名	総務課長
受　信　者　名	[redacted]

次のとおり、電話を発信したので報告します。

件　　名	賃貸借契約している町有地について
内　　容 （要　旨）	（総務課長） 先日来庁され、湯里の土地を、今後は、設計事務所と住宅にしたいので、土地を売っていただきたいとのご相談をいただきました、結論から言いますと、売却はできないという判断になります。 公園として造成した財産の一部なので、特定の個人に売却は難しいですし、公の利益という目的も必要となります。 当初は、建築・工芸・絵画教室、個展開催等をとおして、町づくりや広域的な地域活動の拠点としたいということで、使用していたと思いますが、今後の活動はどうでしょうか。設計事務所のみの活動となりますか。 （[redacted]氏） 売却については、わかりました。定住したいので、売却していただければありがたいと思っていたのですが。 活動については、いろいろ計画していましたが・・・ だまされたような形で、当初木彫組合というのがあって、いろいろな経過があり、私が使用することになったんです。 その時は、年間９，０００円で賃貸していたのですが、私は、現在年間７万円となっていますので、賃貸料を軽減していただけないでしょうか。 （総務課長） ご希望は伺いますが、叶えることは難しいです。 こちらに来る機会があれば、お立ち寄りください。